

あい愛
ひろば

桐生市社協だより

Vol.49

2015.10. 1 発行

発行／社会福祉法人 桐生市社会福祉協議会
〒376-0006 桐生市新宿3-3-19
TEL.0277-46-4165 FAX.0277-46-4166
ホームページ <http://kiryu-csw.net>



地区別懇談会開催中です

主な内容

- 2……共同募金運動
- 3……高校生ボランティアスクール
- 4……日常生活自立支援事業
- 5……手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業
- 6……シニア傾聴ボランティア養成講座・桐生みやま園文化展
- 7……善意銀行 ふれあい花いっぱい事業
- 8……社協職員募集

平成 27 年度から 31 年度を計画期間とする第 2 次地域福祉計画及び地域福祉活動計画を周知、啓発するとともに、地域福祉課題の把握、住民の地域福祉活動への参加促進を図るために開催しています。今回は「高齢になっても地域で自分らしく生活するために必要なもの」について、皆さんと一緒に考えています。

赤い羽根共同募金にご協力お願いします



民間社会福祉事業に活用

共同募金運動は「地域福祉の推進」を図るために必要な資金を集めることを目的としています。

地域福祉係

昨年集めた募金は、1,015万2,551円で、うち地域配分は、507万7,000円で今年使われ、市内の学童クラブの備品整備、精神障害者家族会の勉強会、体験学習を支援するボランティアの活動、精神障害者の日常生活を充実させるための団体活動、地域での介護予防と世代間交流、子育て支援を実施する事業、さらに、社会福祉協議会（以下、社協）が進めるサロン活動や高齢者等の安否を確認する見守り活動などの財源として有効に活用されています。

共同募金運動は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「福祉コミュニティづくり」を実現する活動を、住民相互の助け合いを基調として財政面から支援し、地域福祉の充実と発展を推進する役割を担っています。

今年も、「じぶんの町を良くするしくみ。」をメインテーマに、10月1日から12月31日まで、共同募金運動を実施します。

寄せられた募金は、平成28年度に実施する福祉関係の事業に充てられます。

募金運動は12月31日まで実施

共同募金運動は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「福祉コミュニティづくり」を実現する活動を、住民相互の助け合いを基調として財政面から支援し、地域福祉の充実と発展を推進する役割を担っています。

今年も、「じぶんの町を良くするしくみ。」をメインテーマに、10月1日から12月31日まで、共同募金運動を実施します。

寄せられた募金は、平成28年度に実施する福祉関係の事業に充てられます。

募金運動のあらまし

共同募金運動は、毎年一回、厚生労働大臣が定める期間内に全国一斉に行われ、各都道府県の共同募金会が主体となり、さらに市町村単位には「支会」が置かれて実施しています。

桐生市では、支会、新里分会、黒保根分会を置いて、募金運動を実施します。

共同募金には、目標額が設定され、目標額の約5割（目標額を超えた場合はその超えた分も加算）が地元に戻元されます。

自治会関係者の協力を得て、企業、事業所を訪問して行います。

■平成27年度目標額

1,173万9,500円
（対前年比110,600円減）

（目標額の内訳）

桐生市支会 969万6,900円（対前年比6万7,700円減）

新里分会 171万3,900円（対前年比2万8,000円減）

黒保根分会 32万8,700円（対前年比1万4,900円減）

■募金方法

共同募金活動は、様々な方法で募金しやすいようにしています。また、学校や企業でも協力をいただいております。

○戸別募金

区ごとに目標額を設定し、各家庭に協力を依頼します。

○街頭募金

街角や商店街などで行います。

○法人募金

自治会関係者の協力を得て、企業、事業所を訪問して行います。

○学校募金

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の児童や生徒等に、募金用封筒と赤い羽根等を配付し行います。

○職域募金

企業や官公庁などで、従業員を対象として行います。

○イベント募金

イベントに集まる人に募金を呼びかけます。

その他、様々な方法で各種団体に依頼し、行っています。

地域で集めた募金は地域で活用

集められた募金を地元還元する「地域配分」は、民間保育所、学童保育所、市内で活



街頭募金の様子

高校生ボランティアスクール

地域で活躍する学生たち

桐生市は現在、少子高齢化や人口減少といった問題に直面しています。地域の活性化や定住促進といった課題に取り組むためには、若者の力が欠かせません。

社協では、高校生がボランティア活動をすることにより、自分たちの暮らしている地域に対する関心を深め、積極的に社会参加していくことの意



7月22日に開催された開校式・事前研修

義を知るとともに、様々な人との出会いや体験を通して、共に生きることの大切さを学ぶ機会を作るため、毎年夏休み期間中に高校生ボランティアスクールを開催しています。

本年度も桐生市・みどり市内在住又は在学中の高校生146人が参加し、市内47ヶ所の社会福祉施設や保育園などに出向き、ボランティアを体験しました。

日程は事前研修1日、施設でのボランティア体験3日、事後研修1日の合計5日間で行いました。参加した学生は、普段学生生活では得ることができない貴重な体験を、共に生きる大切さを学ぶことができました。

今後は夏休み期間に限らず、ボランティア情報を発信し、ボランティア活動を推進していきます。



地域福祉係

体験先施設の声

「率先して手伝って頂き助か



体験施設でのボランティアの様子



りました。」

「またぜひボランティアで来て欲しい。」

との声をたくさん頂きました。

参加した学生の声

「思っていたよりもずっと大変な仕事だったけれど、高齢者の方や保育園の小さな子どもたちからありがとうと言わ



れ、とても嬉しかったです。」
「社会に参加しているのだという自覚を持ってました。」などたくさんいい声が聞けました。



体験施設一覧

ありがとうございました。

桐育乳児園、希望の家療育病院、セルプわたらせ、はくとふるチハヤ、桐花園、めいぶる、サンライズさかいの、のぞみの苑、ハーモニー広沢双葉苑、菱風園、山笑、美原長寿センター、グループホームそよ風、グループホームポピーの家、グループホームクララ、かがやき、クララ・ト

ーホー、宏愛苑、桐生市立図書館、桐生市立点字図書館、みどり市第1親老児童館、みどり市第2親老児童館、みどり市第1笠懸東学童クラブ、相生保育園、みつほり保育園、沼の上保育園、東保育園、おぞら保育園（広沢町）、昭和保育園、高砂保育園、明照保育園、立正保育園、広沢保

園、たちばな保育園、太子保育園、足仲保育園、たかのす聖母保育園、たかぞの保育園、大雄保育園、ひまわり保育園、上の台保育園、はなぞの保育園、菱保育園、新里保育園、桐生市子育て支援センター、チャウス自然体験学校

(順不同)

福祉サービス利用のお手伝い

日常生活自立支援事業

地域福祉係

社会福祉協議会（以下、社協）では、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、福祉サービス（介護保険制度など）の高齢者福祉サービス、障害者自立支援法による障害福祉サービス。例えばホームヘルプサービスやデイサービス等）利用の手続きや、金銭管理のお手伝いをする日常生活自立支援事業を県社協からの委託事業として実施しています。

■対象者

桐生市又はみどり市在住の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な方。具体的には、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、金銭管理に困まっている方などが利用できます。

■サービス内容

日常生活自立支援事業は、



福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、預金の出し入れや生活に必要な利用料などの支払い手続き、年金や預金通帳など大切な書類の管理などをお手伝いします。このサービスを利用する際には、利用する方と一緒に支援計画を作り、契約します。また、支援計画にそって定期的に訪問し生活状況を見守ります。

■サービス利用までの流れ

①相談の受付

社協に連絡してください。本人以外でも、家族など身近な方、行政、地域包括支援センター、民生委員、介護支援専門員などを通じての問い合わせにも対応します。

②相談・打ち合わせ

社協担当者が相談者のご自宅や施設、病院などを訪問し、相談に乗ります。相談に当たっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守りますので、ご安心ください。

③契約書、支援計画の作成

困っていることや希望をお聞きして、どのようなお手伝いをどれくらいどの頻度で行うかなどを本人といっしょに考えます。その後、契約内容・支援計画を提案します。

④契約

内容に間違いがなければ、本人、社協、県社協の三者で利用契約を結びます。

⑤サービスの開始

支援計画に基づいて、生活支援員が生活費のお届けや各種料金のお支払いなどのサービスを提供します。

■費用

相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。福祉サービス利用手続き、金銭管理などのサービスを利用する際は、1時間あたり1,000円の利用料がかかります。なお、生活保護を受けている方や非課税世帯の方は、県や市等による利用料の全額又は一部の助成を受けることができます。

■利用者の声（80代女性）

今までは年金が入ると、入ったその日に全額下ろして、好きなだけお金を使っていた。そのため、いろいろな支払いができなくなり、苦しい生活を送っていました。このサービスを利用するようになってからは、生活支援員さんが施設料金や、税金の支払いに行ってくれたりするのでとても助かっています。生活支援員さんとお話すること、楽しみの一つです。

■生活支援員の声

生活支援員を始めて6年になります。月に1回、利用者さんが入所している施設を訪問し、施設料金のお支払い、利用者さんの生活費を届けています。利用者さんの元気を顔を見るたびに、こちらも元気づけられます。これからも、利用者さんの力に少しでもなればと思います。



■歯科訪問診療

桐生市歯科医師会では、自宅で寝たきりの人や心身に障害があり、通院のできない人を対象として、歯科訪問診療や受診相談などを行っています。

■申込方法

所定の申込用紙に記入して、歯科医師会館（堤町三丁目45-1397）へお申し込みください。所定の申込用紙は、歯科医師会館、長寿支援課（市役所1階）、健康づくり課（保健福祉会館1階）にあります。